○国土交通省告示第七百六十一号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の施行に伴い、関西国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　関西国際空港株式会社　大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

二　空港の名称及び位置　関西国際空港　大阪府泉南郡田尻町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十一年国土交通省告示第百五十一号を参照。）

設置者の氏名　新関西国際空港株式会社

○国土交通省告示第七百六十二号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の施行に伴い、大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　大阪国際空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　大阪国際空港内及びその周辺　大阪府豊中市及び池田市並びに兵庫県伊丹市、宝塚市、川西市、西宮市及び尼崎市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十二年国土交通省告示第七十一号を参照。）

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　新関西国際空港株式会社　大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

○国土交通省告示第七百六十三号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の施行に伴い、関西国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示し、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月二十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　関西国際空港株式会社　大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　関西国際空港飛行場灯火

三　航空灯火の位置及び所在地　関西国際空港内　大阪府泉南郡田尻町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十九年国土交通省告示第千百五十一号を参照。）

一　設置者の氏名　新関西国際空港株式会社

○国土交通省告示第七百六十四号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の施行に伴い、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

本則一㈡ウ中「又は大阪国際空港」を削り、同一㈢ケを削る。

附　則

この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百六十五号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の施行に伴い、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（平成十一年運輸省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

表第一項中「第五号に掲げる空港（大阪国際空港を除く。）」を「第六号に掲げる空港」に、「第七項」を「第六項」に改め、同表第五項中「第五号に掲げる空港（大阪国際空港を除く。）に着陸する航空機（使用料告示一㈣カ(b)に規定するものを除く。）」を「第六号に掲げる空港に着陸する航空機」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百六十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　国土交通大臣　羽田雄一郎

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第六項に次の二号を加える。

三　前二号の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）に備える座席（運転者席を除く。）及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版の規則5.3.の規定に限る。）に定める基準に適合するものであればよい。

四　第一号及び第二号の規定にかかわらず、緊急自動車に備える座席及び当該座席の取付装置にあっては、次に掲げる基準に適合するものであればよい。

イ　座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取り付けられていること。

ロ　座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。

ハ　座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。

第三十条中第四項を第六項とし、第三項を第四項とし、同項の次に次の１項を加える。

5　前項の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒又は児童の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、次に掲げる基準（緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、第六号に掲げるものを除く。）に適合すればよい。

一　当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。

二　第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。